

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

## 令和4年度 介護福祉士等修学資金貸付事業募集要項

令和3年12月1日

### 介護福祉士等修学資金に申請される方へ

本資金は、島根県内で介護福祉士又は社会福祉士を目指す方への免除制度のある「貸付金」です。養成施設を卒業後、島根県内で一定期間介護福祉士又は社会福祉士として従事すれば免除となる貸付制度です。

募集要項を十分お読みになり、卒業後の進路や免除要件をご理解の上で申請をしていただくようお願いいたします。



# 令和4年度介護福祉士等修学資金貸付事業募集要項

## 1. 目的

この制度は、介護福祉士指定養成施設又は社会福祉士指定養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的としています。

## 2. 応募資格

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号、第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設<sup>(※注1)</sup>(以下「養成施設等」という。)に令和4年度に在学される方で、次の(1)(2)のいずれの要件も満たしている方。

(1) 次の①から④までのいずれかに該当する方

- ① 島根県に住民登録をしている方であって、養成施設等を卒業後に島根県内の区域等<sup>(※注2)</sup>で社会福祉士又は介護福祉士の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事しようとする方。  
※「返還免除対象業務」の詳細については、別添の「別表1」及び「別表2」をご参照ください。
- ② 島根県内の養成施設等の学生であって、卒業後に島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事しようとする方。
- ③ 令和3年度に島根県に住民登録をしていたが、養成施設等での修学のため転居をした方で、卒業後に島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事しようとする方。
- ④ ①から③に限らず、貸付けを受けようとする方が、養成施設等を卒業後に島根県内の区域等で返還免除対象業務に従事しようとする方であると本会会長が認めた方。

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する方で家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

- ① 学業成績等が優秀と認められる方。
- ② 養成施設等を卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等資格取得に向けた向学心があると認められる方。

(※注1) 社会福祉士指定養成校は「短期養成課程」と「一般養成課程」のみ対象となり、4年制大学は対象外です。

(※注2) 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合、一部県外も含まれます。

## 3. 募集人数

30名程度(一次募集: 25名程度、 二次募集: 5名程度)

※所得の低い方を優先して貸付します。

## 4. 貸付条件

### (1) 貸付期間

2年

※修学期間が2年間を超える養成施設に在学する場合であっても、「貸付限度額(月額及び生活費加算額の合計)の範囲内」であれば、修学期間を貸付期間とすることができます。

### (2) 貸付限度額・募集期間

区 分	貸付限度額	募集期間
生活保護世帯	修学資金* <sup>2</sup> 月額 50,000 円	【一次募集】 令和3年12月1日(水) ～令和4年1月31日(月) 【二次募集】 令和4年4月1日(金) ～令和4年5月13日(金)
生活保護世帯 に準ずる世帯* <sup>1</sup>	入学準備金* <sup>2</sup> 200,000 円	
	就職準備金 200,000 円	
	国家試験受験対策費用* <sup>3</sup> 40,000 円	
生活費加算* <sup>2</sup> * <sup>4</sup>		
その他の世帯	修学資金* <sup>2</sup> 月額 50,000 円 国家試験受験対策費用* <sup>3</sup> 40,000 円	

\*1 生活保護世帯に準ずる世帯…島根県社会福祉協議会が定める生活福祉資金貸付規程の低所得世帯

\*2 高等教育修学支援新制度の「授業料等減免」や日本学生支援機構「給付型奨学金」を利用される場合は、[5. 他の貸付事業との併用について](#)の「高等教育の修学支援新制度との併用に係る注意事項」をご覧ください。

\*3 卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある場合、一年度当たりの受験対策費用として最大4万円が加算できます。(社会福祉士は対象外)

\*4 生活費加算は、島根県社会福祉協議会が別に定める額以内(申請時の居住地及び年齢により異なります。)※下表を参照

【ご参考】

(生活保護法による生活扶助基準額)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
対象地域 (島根県)			松江市		浜田市、出雲市、 益田市、大田市、 安来市、江津市、 隠岐の島町	島根県内のその他 の市町村
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。

(3) 貸付利子

無利子

※ 返還期間を過ぎても返還が済んでいない場合は、その残額に対して年 3.0%の延滞利子がかかります。

(4) 連帯保証人

1名

△連帯保証人には、修学資金の貸付を受けた方が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、状況を把握して頂くとともに、修学資金の貸付を受けた方の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。

**5. 他の貸付事業との併用について**

他の貸付事業との併用については次の通りとなります。

併用可能	
日本学生支援機構「貸与型奨学金」 ※「給付型奨学金」を利用される方は次ページをご参照ください。	
島根県育英会奨学金	
日本政策金融公庫等その他の教育ローン	
教育訓練給付制度(雇用保険法)	
併用不可	
母子父子寡婦福祉資金	生活福祉資金
職業訓練としての受講	その他国費による貸付や給付

～高等教育修学支援新制度をご利用の方へ～

◎「高等教育の修学支援新制度との併用に係る注意事項」

	①修学資金	②入学準備金	③就職準備金・ 国家試験受験対策費用	④生活費加算
授業料等減免制度	自己負担額内で併用可	減免後の入学金の自己負担額内で併用可	○	○
給付型奨学金 (日本学生支援機構)	○	○	○	×

【高等教育修学支援新制度併用の場合の貸付可能額】

- ① 修学資金貸付可能額(上限年額 60 万円) = 修学に係る費用総額<sup>(※注3)</sup> - 授業料減免額
- ② 入学準備金貸付可能額 (上限 20 万円) = 正規の入学金 - 入学金減免額
- ③ 就職準備金・国家試験受験対策費用は併用可能
- ④ 給付型奨学金を受けている方は生活費加算との併用不可(どちらか一方のみ利用可)  
(※注3) 授業料を含む、実習費及び教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等の修学に係る必要経費の1年間の総額(生活費は除く)

<資金の送金について>

- ◆資金は半期ごとに送金しますが、後期の「在学証明書」提出時に制度利用状況を確認し、後期分(10月～3月分)で差額の調整を行います。

例 修学資金を前期 30 万円送金済 後期 30 万円送金予定 で授業料減免が 50 万円、自己負担費用総額 90 万円の場合

$$(自己負担費用総額)90 万円 - (授業料減免額)50 万円 = \underline{(貸付可能額)40 万円}$$

↓

前期にて 30 万円は送金済のため、後期は 10 万円の送金となります。

- ◆給付型奨学金が決定した方で生活費加算を辞退される場合は、後期分送金額から前期送金済の生活費加算額を差し引いて送金します。「辞退届」を提出)

## 6. 借入申込方法

修学資金の貸付を希望する方は、以下の書類を  
ください。(郵送可)

## 13. 書類の提出先及びお問い合わせ先

までご提出

### 【提出書類】

※●印のある書類をご提出ください。

No	提出書類名	・生活保護世帯		・生活保護世帯に準ずる世帯 ・その他の世帯	
		一次募集	二次募集	一次募集	二次募集
1	介護福祉士等修学資金借入申込書（様式第1号）	●	●	●	●
2	世帯全員の住民票	●	●	●	●
3	<u>世帯内の成人の全員分（無職又は学生も含む）及び未成年者のうち収入がある方の所得証明書</u>	-	-	●	●
4	連帯保証人の所得証明書	-	-	●	●
5	学業成績優秀を証明する書類 （高校の調査書） ※申込者が <u>高校生</u> の場合	●	-	●	-
6	就学意欲・就労意思等確認書（様式第3号） ※申込者が <u>高校生以外・県外在住者</u> の場合	●	●	●	●
7	生活保護受給者証明書	●	●	-	-
8	福祉事務所の意見書	●	●	-	-
10	生活保護の廃止を証明する書類（※入学後提出）	●	●	-	-
11	養成施設等の推薦状（様式第2号） ※申込者が養成施設の在学生の <u>場合</u>	●	●	●	●
12	離職証明書等（ <u>45歳以上の申込者のみ</u> ）	●	●	●	●

## 7. 貸付決定及び資金交付について

(1) 貸付決定者の選定については、原則として各募集期間終了後開催する「介護福祉士等修学資金運営委員会」にて審査の上、決定します。

選考結果に基づく貸付の可否は貸付が決定した方、不承認になった方のいずれにも通知します。(※貸付審査結果は通知のみとし、理由開示はいたしません。)

(2) 貸付決定となった場合は養成施設等へ入学後、借用書等必要書類を提出いただいてから初回分(修学資金4月～9月分、初年度の国家試験対策費用及び入学準備金)を指定口座に一括送金します。後期分(10月～翌年3月分)については本会所定の在学証明書の提出を受けて10月に一括送金する予定です。以降半期ごとに所定の在学証明書の提出を受け、各6カ月分を送金します。

(3) 就職準備金については修学資金の最終回とあわせて送金します。

## 8. 貸付契約の解除

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当し、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとします。

- ① 養成施設等を退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ⑥ 虚偽の申請、報告、届出をしたとき、また不正等により貸付を受けたことが明らかになったとき。

## 9. 返還の免除

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合には、**返還額の全額を免除**します。

- ① 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事し、かつ、「介護福祉士等の登録日」と「当該返還免除対象業務に従事した日」のいずれか遅い日の属する月以降、一定期間<sup>(注4)</sup>引き続きこれらの業務に従事したとき。

※ 法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず島根県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。

※ 返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱います。

- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき



(※注4) 通常は5年間ですが、下記のア)またはイ)の条件を満たす場合は3年間となります。

ア) 過疎地域(下表参照のこと。)において福祉士の業務に従事した場合。

松江市のうち美保関町、島根町、鹿島町、出雲市のうち佐田町・多伎町、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

イ) 養成施設等への入学時に45歳以上の方であって、離職した日の翌日から起算して3年以内の方である場合。

## 10. 返還

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、次のそれぞれに規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならないものとします。また、返還期間を過ぎても残額がある場合は、残額に対して年3.0%の延滞利子がかかります。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ⑤ 本会が定めた期日までに正当な理由なく届出を提出しなかったとき。

## 11. 返還の猶予

修学資金の貸付を受けた方が次のいずれかに該当する場合は返還を猶予します。

- ① 島根県内の区域等において返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- ③ 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等に在学しているとき。
- ④ 貸付決定時に在学していた養成施設等を卒業後、引き続き、他職種の養成施設(①介護福祉士⇒社会福祉士養成施設に編入②社会福祉士⇒介護福祉士養成施設に編入の場合)等において修学しているとき。

## 12. その他

- (1) 生活保護世帯の方で貸付を希望する場合は、お住まいの市町村福祉事務所にご相談ください。
- (2) 職業訓練として受講される方については、本制度の対象となりません。
- (3) 外国人留学生の方については、別途募集要項を作成し、ご案内する予定としています。

### 13. 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5 階  
島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係

TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

Mail:[shikin@fukushi-shimane.or.jp](mailto:shikin@fukushi-shimane.or.jp)

H P:<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>



### 14. 貸付期間中に必要な届出事項について

貸付決定後、免除または返還完了となるまでの期間について、借受人または連帯保証人の届出事項に変更があった場合、所定の書類の提出が必要になります。(※下表を参照)

書類が必要となった方は、[13.書類の提出先及びお問い合わせ先](#) までご連絡ください。

状況	提出書類
学校を退学・休学・復学・留年した	休学等状況届(様式第 13 号)
氏名や電話番号、住所が変更になった(結婚・引越等)	異動届(様式第 16 号)
退職した(県内で介護福祉士又は社会福祉士として従事しない、県外で就職、別業種に就職 等)	返還届出書(様式第 8 号)
	従事状況届(様式第 15 号)
法人内異動があったとき	従事状況届(様式第 15 号)
島根県内で退職したが、又別の施設で新たに勤務を開始した	従事状況届(様式第 15 号) ※前勤務先と新勤務先を各々提出
産前・産後休暇、育休を取得した	従事状況届(様式第 15 号)

## 【介護福祉士養成施設一覧(中国地方)】

介護福祉士法第 40 条第2項第1号から第3号までの規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(※社会福祉士養成施設については別途お問合せ下さい。)

学校名	都道府県	施設の種類
YMCA米子医療福祉専門学校 - 介護福祉士科	鳥取県	専門学校
鳥取社会福祉専門学校 - 介護福祉科	鳥取県	専門学校
島根総合福祉専門学校 - 介護福祉実践科	島根県	専門学校
大阪健康福祉短期大学 - 介護福祉学科(安来キャンパスコース)	島根県	短期大学
トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校 - 介護福祉学科	島根県	専門学校
山陰中央専門大学校 - 介護福祉士学科	島根県	専門学校
旭川荘厚生専門学院 - 介護福祉学科	岡山県	専門学校
岡山医療福祉専門学校 - 介護福祉科	岡山県	専門学校
新見公立短期大学 - 地域福祉学科	岡山県	短期大学
玉野総合医療専門学校 - 介護福祉学科	岡山県	専門学校
中国短期大学 - 総合生活学科生活福祉コース	岡山県	短期大学
川崎医療短期大学 - 医療介護福祉科	岡山県	短期大学
美作大学短期大学部 - 専攻科介護福祉専攻	岡山県	短期大学
岡山県立大学 - 保健福祉学部保健福祉学科社会福祉学専攻介護福祉コース	岡山県	大学
くらしき総合福祉専門学校 - 介護福祉学科	岡山県	専門学校
順正高等看護福祉専門学校 - 介護福祉学科	岡山県	専門学校
専門学校岡山ビジネスカレッジ - 介護福祉学科	岡山県	専門学校
美作市スポーツ医療看護専門学校 - 介護福祉学科	岡山県	専門学校
新見公立大学 - 健康科学部地域福祉学科	岡山県	大学
専門学校西広島福祉学院 - 介護福祉科	広島県	専門学校
IGL医療福祉専門学校 - 介護福祉学科	広島県	専門学校
広島福祉専門学校 - 介護福祉科	広島県	専門学校
広島福祉専門学校 - 介護保育科	広島県	専門学校
専門学校福祉リソースカレッジ広島 - 介護福祉士科	広島県	専門学校
ヒューマンウェルフェア広島専門学校 - 介護福祉学科	広島県	専門学校
トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校 - 介護福祉学科	広島県	専門学校
広島国際医療福祉専門学校 - 人間総合福祉学科介護福祉士コース	広島県	専門学校
広島文教大学 - 人間科学部人間福祉学科介護福祉コース	広島県	大学
福山平成大学 - 福祉健康学部福祉学科介護福祉専攻	広島県	大学
広島国際大学 - 健康科学部医療福祉学科介護福祉学専攻	広島県	大学
尾道福祉専門学校 - 介護福祉科	広島県	専門学校
中村女子高等学校専攻科 - 高等福祉専攻科	山口県	高等学校専攻科
YIC看護福祉専門学校 - 介護福祉学科	山口県	専門学校
下関福祉専門学校 - 介護福祉学科	山口県	専門学校
岩国YMCA国際医療福祉専門学校 - 介護福祉学科	山口県	専門学校
山口芸術短期大学 - 保育学科介護福祉コース	山口県	短期大学
徳山大学 - 福祉情報学部人間コミュニケーション学科社会福祉コース介護福祉専攻	山口県	大学
東亜大学 - 医療学部 医療工学科 医療福祉コース	山口県	大学

## 介護福祉士等修学資金スケジュール

### 【一次募集申込の方】

時期	申請者	県社協
12月～ 翌年1月末	②申請書類の提出（郵送可）	①募集の案内  ③申請書類の受理
2月末頃	※学費の納付が困難な世帯は内定通知書（写）を養成施設等に提出し、納付金の支払を猶予してもらうよう依頼。	④運営委員会の開催  ⑤貸付内定、通知
4月～	⑥養成施設入学後、在学証明書の提出  ⑨借用書等の提出  ◎借受人、連帯保証人の「 <u>印鑑登録証明書</u> 」が必要となります。実印登録されていない場合は予めご登録下さい。  ⑫保護変更決定通知書（写）提出 ※生活保護世帯のみ	⑦在学の確認  ⑧貸付の決定、通知  ⑩借用書等の受理  ⑪振込日の確定及び送金 ※必要書類が揃い次第、随時送金します  ⑬生活保護が廃止されていることを確認 ※生活保護世帯のみ

【二次募集申込の方】

時期	申請者	県社協
4月～ 5月中旬	②申請書類の提出	①募集の案内 ③申請書類の受理
6月末頃	⑥借用書等の提出	④運営委員会の開催 ⑤貸付決定、通知
7月～	◎借受人、連帯保証人の「 <u>印鑑登録証明書</u> 」が必要となります。実印登録されていない場合は予めご登録下さい。	⑦借用書等の受理 ⑧振込日の確定及び送金

## 個人情報の取扱いについて

～介護福祉士修学資金等の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会（以下、本会）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）・業務従事の状態等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

#### 2. 個人情報の取得について

本会は、介護福祉士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

#### 3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

##### ①介護福祉士修学資金等運営委員会

貸付の決定、内定、一時償還、貸付の停止、償還猶予・免除等について、同委員会が島根県社協会長へ意見を述べるため、借受人等（借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。

##### ②介護福祉士指定養成施設及び社会福祉士指定養成施設、実務者研修施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する介護福祉士指定養成施設及び社会福祉士指定養成施設、実務者研修施設へ提供・照会することがあります。

##### ③業務従事先の社会福祉施設等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

##### ④他の都道府県社会福祉協議会等介護福祉士修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

##### ⑤福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合（貸付・償還中に要保護世帯となった場合を含む）、世帯の状況や申込内容、貸付・償還状況について情報を提供し、提供を受けます。

##### ⑥市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。

また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

##### ⑦各種金融機関

貸付金の交付および償還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

#### 4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の 50 音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

#### 6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ（本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る）について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

#### 7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

#### 8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当 : 島根県社会福祉協議会 生活支援部長  
苦情対応責任者 : 島根県社会福祉協議会 事務局長  
住所 : 島根県松江市東津田町1741番地3  
電話 : 0852-32-5953  
FAX : 0852-21-0798  
Eメール : shikin@fukushi-shimane.or.jp